

令和5年3月後期定例会議事録

- ・開催日時 令和5年3月24日（金曜日） 13時56分～15時50分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 （委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）古賀事務局長 松藤副事務局長 木原人事主幹
土井人事主幹 古賀係長 宮崎係長 江口主事

○議事事項

1 令和5年3月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地域手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

警察職員の勤務地が派遣により令和5年4月1日付けで神奈川県川崎市になることに伴い、当該職員に対して地域手当を支給するため、同市を地域手当の支給地域に追加するもの。

改正の概要

- 1 地域手当の支給地域に神奈川県川崎市を追加し、級地については国に準じて2級地とする。（別表関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。

3 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の規定により派遣される職員の派遣先となる団体について、名称の変更及び追加をするため。

規則案の概要

- 1 派遣先団体に、「佐賀県土地改良事業団体連合会」を追加することとした。（別表第1関係）
- 2 派遣先団体の名称変更を行うこととした。「一般社団法人九州観光推進機構」→「一般社団法人九州観光機構」（別表第1関係）
- 3 令和5年4月1日施行
（ただし、名称変更に関する改正は、公布の日から施行）

4 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正理由

令和5年4月1日付け組織改正に伴い、級別職務区分表における職の追加を行う必要があるため。

2 改正内容

新旧対照表のとおり。

3 適用年月日

令和5年4月1日

級別職務区分表の一部改正（案）に係る新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正前				改正後			
3 研究職給料表級別職務区分表				3 研究職給料表級別職務区分表			
部局		職務の級		部局		職務の級	
		4 級				4 級	
知事	産業労働部	窯業技術センター	課長	知事	産業労働部	窯業技術センター	部長
					課長		

5 個人情報保護制度の一元化に伴う関係規則等の制定及び改廃等について

(1) 佐賀県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

制定の理由

個人情報保護制度の一元化により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が一部改正され、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されること等に伴い、実施機関である佐賀県人事委員会が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるもの。

規則の概要

- 1 佐賀県人事委員会が保有する個人情報に係る事務については、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則の規定の例によることとした。
- 2 令和5年4月1日から施行
- 3 佐賀県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第27号）は、廃止することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

(2) 佐賀県人事委員会事務局処務規定の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

個人情報保護制度の一元化により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき保有個人情報の開示の決定等を行うこととなることに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

改正の概要

- 1 事務局長専決事項について、保有個人情報の開示の決定等の根拠を佐賀県個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に改めることとした。（別表関係）
- 2 令和5年4月1日から施行
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

(3) 佐賀県人事委員会告示（佐賀県情報公開条例第6条第1号エに規定する実施機関が別に定めるもの）について

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

制定の理由

佐賀県情報公開条例が改正されることに伴い、同条例の規定により実施機関が別に定めるものについて改めて告示する必要があるため。

告示案の概要

- 1 佐賀県情報公開条例第6条第1号エに規定する実施機関が定めるものを定めることとした。
- 2 令和5年4月1日から施行
- 3 佐賀県情報公開条例第6条第2号オに規定する実施機関が定めるもの（平成17年佐賀県人事委員会告示第1号）は、廃止することとした。

6 昭和50年、52年及び59年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

佐教組3事案（昭和50.11.29等統一行動事案、昭和52.4.15等統一行動事案、昭和59.10.26統一行動事案）について、当該審査請求人の所在調査を行い、死後1年以上経過し、相続人等から承継の届出がなされなかったもの及び所在不明となり現住所に関する不服申立書記載事項変更の届出がなされなかった次のものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号又は第4号に該当すると認め、本件審査を打ち切り、本件審査請求を棄却することを決定した。

- ・昭50.11.29等統一行動事案 2名分
- ・昭52.4.15等統一行動事案 682名分
- ・昭59.10.26統一行動事案 3名分

7 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

高教組事案（昭和50.11.28等統一行動事案）について、当該審査請求人の所在調査を行い、死後1年以上経過し、相続人等から承継の届出がなされなかった次のものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、本件審査を打ち切り、本件審査請求を棄却することを決定した。

- ・昭50.11.28等統一行動事案 1名分

○報告事項

1 令和5年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について

令和5年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について、事務局から報告した。

2 新年度に向けた採用試験の主な変更点（追加）について

新年度に向けた採用試験の主な変更点について、事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について